

中小企業の再生支援

中小企業庁は、このほど、「中小企業の再生支援の概要」を公表した。

同庁では、「産業活力再生特別措置法」に基づき、中小企業再生支援協議会を軸として、政策金融や地域中小企業再生ファンドの活用など様々な施策を結集し、中小企業の再生支援に取り組んでいる。

同協議会は、平成15年2月から順次、各都道府県に設置され多くの成果を上げてきた。以下はその概要。

はじめに

我が国経済の活性化のためには、我が国企業の99.7%を占め、日本経済の屋台骨である中小企業が破綻に追い込まれることがないよう、円滑な再生を進めることが不可欠です。特に、金融機関の中小企業にかかる不良債権処理が加速化する中で、中小企業の再生に対するニーズはますます高まっています。

これらを踏まえ、中小企業庁では、「産業活力再生特別措置法」（以下、「法律」）に基づき、全都道府県に設置した「中小企業再生支援協議会」を軸として、政策金融や地域中小企業再生ファンドの活用など様々な施策を結集して、中小企業の再生支援に取り組んでいます。

中小企業再生支援協議会

■概要

極めて数が多く、業種・企業形態も多種多様であり、地域性も強い中小企業の再生を、地域の関係者の協力を得て、きめ細かく支援するため、各都道府県にそれぞれ1ヵ所、経済産業大臣が認定する都道府県商工会連合会、商工会議所又は都道府県中小企業支援センターに、「中小企業再生支援協議会」を設置しています。

中小企業再生支援協議会は、商工会議所、商工会連合会、政府系金融機関、地域金融機関、中小企業支援センター及び自治体等から構成され、関係者間の日常的な連携を図ることで、地域の実情に応じたスムーズできめ細かな中小企業の再生への取り組みを支援しています。

■支援の流れ

1 次対応（窓口相談）

協議会には、企業再生に関する知識と経験を持つ専門家が常駐し、中小企業者の再生に関する相談に対して課題解決に向けた適切なアドバイスを実施します。

2 次対応（再生計画策定支援）

相談企業のうち、再生のためには財務や事業の抜本的な見直しが必要な企業については、常駐専門家が中心となり、弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士等の外部専門家と個別支援チームを編成し、再生計画の策定を支援します。

また、再生計画の実行に際しても、定期的に専門家を派遣し適切なアドバイスを行う等計画実現に向けたフォローアップを実施します。

■活動実績

協議会は、平成15年2月から順次、各都道府県に設置され、これまで8,300社以上の企業からの相談に応じ、そのうち約半数は窓口相談におけるアドバイス、いわゆる1次対応によって課題が解決しています。また、2次対応に移行した案件のうち、796社についての再生計画策定支援が完了し、464件の再生計画の策定を支援中です。これらの支援により、約5万人の雇用が確保されています。

なお、千葉県では209社からの相談に応じ、そのうち2次対応に移行した企業39社。そのうち再生計画策定支援が完了したのは24社であった。

■特徴・効果

協議会は、再生計画策定支援にあたり、政府系金融機関をはじめ関係機関と連携を図りながら、公正・中立な立場で、金融機関などの関係者間の調整をお手伝いします。

また、相談企業が風評被害に遭い、不測の事態に陥ることなく安心して支援が受けられるよう、協議会関係者の秘密保持義務が、法律上、明記されます。

再生支援出資事業（中小企業再生支援ファンド）

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、産業活力再生特別措置法に基づき、中小企業再生ファンドへの出資業務を行なっています。本出資事業を活用し、これまで、以下の9つの地域中小企業再生ファンドが組成されています。

【組成済みファンド】17.12月末現在

- ① 大分企業支援ファンド投資事業有限責任組合（大分県）
- ② 静岡中小企業支援投資事業有限責任組合（静岡県）
- ③ 茨城いきいき投資事業有限責任組合（茨城県）
- ④ とちぎ中小企業再生ファンド投資事業有限責任組合（栃木県）
- ⑤ 山陰中小企業再生支援投資事業有限責任組合（鳥取県・島根県）
- ⑥ 南国土佐再生ファンド投資事業有限責任組合（高知県）
- ⑦ 投資事業有限責任組合愛知中小企業再生ファンド（愛知県他）
- ⑧ えひめ中小企業再生ファンド投資事業有限責任組合（愛媛県他）
- ⑨ 埼玉中小企業再生ファンド投資事業有限責任組合（埼玉県）

これらのファンドは、過剰債務等により業況が悪化しているものの、本業には相応の収益力があり、財務リストラや事業の見直し等により、再生が見込まれる中小企業の株式、債権を中長期的に保有して、継続的に財務面、経営面を支援します。さらに、各地の中小企業再生支援協議会と連携して再生計画の実現をサポートします。

なお、「投資事業有限責任組合」については本誌3月号をご参照下さい。

問合せ先

■千葉県中小企業再生支援協議会 TEL. 043-227-1110

■中小企業基盤整備機構再生支援課 TEL. 03-5470-1541